

《翻訳》

若きライプニッツの法解釈方法論*

藤田貴宏(訳)

41. 記録的法学の次に論じるのは解釈的法学である。確かに、解釈的法学は、立法者の意図が實際には如何なるものであったかを論じるが故に、ある意味では記録的法学でもある。しかし、解釈的法学の領域は極めて広範であるので、記録的法学とは區別して論じられたほうがよい。更に、解釈的法学には二つあり、一つは、テクストに基づくものであり、もう一つはテクストに対するものである。前者は、様々なテクストから同時に、テクストの順序ではなく、他の何らかの觀点に即して集められ、後者は、テクストそれ自体に忠実に施され、文献に直接拘束されている。前者は、サロモニス・グラシウスの『聖書文献学』に倣うならば、法の文献学に属し、後者は、法の注解に属している。

42. 法の文献学は、様々な学科の法学への応用から成っており、一般に、法の文法学、法の教育学、法の修辞学（さらにここから法の詩学）、法の歴史学、法の倫理・政治学、法の論理・形而上学、法の自然学に区別される。これらの大

* 以下は、Leibniz, Nova methodus discendae docendaeque jurisprudentiae(1667)のpars II, §§41-68の試訳である。翻訳にあたっては、アカデミー版全集所収の初版テクスト(Samtlische Schriften und Briefe, Sechste Reihe: Philosophische Schriften, Erster Band[1930], 323-340)を底本に、デューラン版全集に収録されたヴォルフ編集のテクスト(Leibnitii opera omnia[1768], torn.IV, pars III, 197-211)も参照した。本訳稿は、元々拙稿「法解釈学の重層性」に付されていた部分訳を、当論考の参考資料として整理したものである。誤訳（ごく簡単な注釈は上記アカデミー版全集Zweiter Band[1966], 558で試みられており、膨大な引用文献の大半は同659—713の文献表によって特定できる）や改訂稿との異同対照については、誤訳等の訂正も含めて、他日を期したい。なお、翻訳上方針は次の通り。地名は一般的な名称に読み替えたが、人名に関しては、原文の表記通りに読み（但しラテン語の長母音等は日本語の語感にあわせて適宜省略）、引用文献名もライプニッツ自身の引用による。隔字体及びギリシャ語による表記部分は下線で示した。〔 〕は訳者による補足・訂正である。

部分については、我々の『法から集められた哲学的諸問題の見本』を参照されたい。更に、ロストックの法律家で聰明なるクリスティアヌス・ウォルデンベルギウス氏の『法学便覧』も付け加えておこう。我々がかつてその見本で示したような考察の成果を述べることがもし許されるならば、いつかその全てをやり遂げて、『法の文献学及び哲学』という表題で公表したい。この問題について、我々は、注目すべき事柄を数多く見出している。

43. 法の文法学は何よりもまず法の異同対照を必要とする。というのも、これまでのところ、この分野に関しては、神学者たちが法律家たちに先んじているからである。ただし、神学者自身が現在取り組んでいるほど過剰に事を大きくするつもりはない。神学及び法学何れの異同対照も、注目すべき箇所だけが扱われ、それらの箇所における非常に特殊な用語法に目が向けられるならば、携帯可能なものとなり得るのに、どうして同じ事柄を隅々まで集める必要があるだろうか。これに対して考慮されるべきなのは、1) 語句の意味、2) 派生語であり、3) 類義語については、例えば「実力と権力」のように名詞が組み合わされていて、後見の定義に明らかな通り、その組み合わせがしばしば見出される場合に、4) 形容語については、形容詞が組み合わされている場合に、それぞれ考慮され、更には、5) 対義語、6) 語の組成や語形変化も考慮されるべきである。例えば、法律家において、暴力という語は、「当該暴力の」というように属格で用いられる。以上要するに、法の異同対照とは用語索引に他ならないのである。

44. これに続くのは法の辞典である。法の辞典は、法令集に見出された、ある語句に関連する事柄を、たとえその語句そのものが言及されていなくても、当該語句へと結びつけるものである。例えば、ある語句の同義語もしくは婉曲表現が用いられたりしていて、当該語句それ自体は示されていない場合、これを当該語句の下に指示することができるのは、異同対照ではなく辞典においてである。また、法律の様々な箇所から同様異義の表現を集めることもこの辞典に属している。更に、辞典の対象は、法令集だけに限定されることなく、あらゆ

る種類の解釈者の間を渉猟し、彼らに由来する語句の用法にも目を配る。というのも、今日では、ローマ人の古い法律よりも、むしろ現代の学者たちに共通の見解の方がしばしば有効だからである。とはいっても、オルデンドルピウス、スカルディウス、カルウィヌス等のラテン語による辞典のような既存のものを増補するのではなく、法の辞典を新たに編纂する必要がある。それらの辞典の後、人は先行者を模倣することが多くなったが、先行者の業績の増補が不十分であるにもかかわらず、自らの名前を付け加えるような名誉欲は決して褒められたものではない。次に、『所見』におけるウェーネルス、『実務の宝庫』におけるベゾルドゥス、『諸論点』におけるスペイデリウス等のドイツ語による辞典がある。一方、若干の補遺で増補されたスペイデリウスのものが、『鏡』という題名で、フォリオ判で現れているし、ベゾルドゥスについてもディルヘルス氏が現在ニュルンベルクで改訂及び増補に従事中である。そして、これらの辞典に収録されている語句の大部分はドイツ語であるか、ドイツ語からラテン語に転化された卑俗語であるので、この場合、ドイツ語の語句について注釈を施している人々、例えば、様々な著作におけるヨハンネス・ゴロピウス・ベカヌス、『諸起源』におけるヨハンネス・イサアクス・ポンタヌス、『ドイツ語使用法』におけるスコッテリウス、更には、スコッテリウスによって引用されている他の多くの人々が参考されるべきである。ラテン語に対応する卑俗語の語句については、ゲルハルドゥス・ヨハネス・ウォッシウスがその著書『粗野な表現』において、ギリシャ語に対応する卑俗語の語句については、メウルシウスが『語彙集』においてそれぞれ収集している。

45. 法によって尊重されるべき文法学は他にもある。例えば、オリンゲルスの『法の正書法』が現れたし、学説彙纂のフィレンツェ写本にみられる古代人の極めて注意深くかつ正確で確実な表記法も考察する価値がある。そしてまた、これまでにそこに断片的に残された先人たちの書き込みも看過すべきではない。専らこのような書き込みについて扱うある先人の小著を見かけたのを思い出す。ユストゥス・リプシウスの書き込みに関する見事な書簡や、それ以上に、マイセンの教師メイスネルスの注釈がここに付け加えられるべきであろう。更

に、ラウレンティウス・ワッラによって検討され、ブダエウスによって擁護された法にある種特有の話法についても無視されるべきではない。いやそればかりか、法のプリスキアヌス主義者たちにまで目を配ろうとしたのが、『法の基礎に関するコレギウム』におけるアントニウス・マッタエウスである。なお、法に関する滑稽味のある語呂合わせの類もこの場所に相応しくないわけではない。例えば、土地〔フンドゥス〕について、「投石機〔フンダ〕で投げつけられるほどの土地」というワッローによるもの、司法官〔イーレーナルケス〕について、「司法官たちは怒り〔イーラ〕を禁ずる〔アルケーレ〕であろう」というアックルシウスによるもの、そして、誰によるものか分からぬが、ラテラノ大聖堂〔エクレーシア・ラテラーナ〕について、「この聖堂は、この場所でネロに吐き出されたまま隠れている蛙〔ラテーンス・ラーナ〕に因んでそう呼ばれる」といったものがある。

46. 修辞学に関しても決して侮ることのできない事柄を昔の法律家たちから集めることができるはずである。バルトロマエウス・ウェステメルスは、そのようなやり方で、実際に『聖書の比喩』について書いたが、高名なウォルデンベルギウス氏が注釈集から法の比喩や格言、詩句の幾つかを集めている以外には、同じように『法律の比喩』について未だ誰も書いていないことに私は驚いている。また、例えば、導入や終結、呼びかけや反駁、称賛などの常套句を法から集めることもやり甲斐があると思われる。そうすることで、法律家は、著述する際、神学者が聖書の文体を用いるように、法文の文体を利用することができるし、それは彼にとって誇らしい飾りとなるであろう。この点に関連するのは法格言集であり、『真の法学についての論考』におけるブランデス氏の指摘、すなわち、ウォルデンベルギウス氏は、マルティヌス・デル・リオやゼーネルスが『聖書格言集』を、アロイシウス・ノヴァリヌスが『教父格言集』を著したように、法格言集の見本を示したのであるとの指摘を参照されたい。一方では、学説彙纂やローマ皇帝たちの勅法における表現、他方では、ギリシャ人皇帝たちの遙かに長大かつ饒舌な表現の性質や形式について多くの無視できない事柄を述べることができる。ここから、優れた人々は、しばしば、アル

カディアの羊たちのように秀でたその耳で、古典的法律家たちの名前の背後に隠れているトリボニアヌスを、文体を手掛かりに見分けるのである。法の詩学に属するのは、その場限りの詩句、つまり、予期せず著者に思い浮かんだ詩句に関する考察である。法におけるそのような詩句の相当数を、バクマヌスとヘルヴィクスがギーセンで公刊された『詩学』で論じている。また、ゴトフレドゥスの注解、バルティウスの『下調べ』、ウォッショウスの『弁論述教程』にも若干の言及がみられる。

47. 法の教育学とは、まさに今我々が著述している事柄であり、そこでは、法を整理し教授し学習するための方法が解明される。ここに関係しているのが、様々な人々の手によって再発見された記憶術である。そのような記憶術には、例えばブックシュルベルスの『法の記憶』のように詩句によるものもあれば、図形や絵によるものもある。ある人々は様々に着飾る若い女性〔の絵〕を用意したが、そこでは彼女の衣服や装身具ごとにそれらに対応する法文の表題が正しい順序に配置された。また、驢馬の図を用いてあらゆる法的な事柄を表示しようと企てた者もいたが、この驢馬の図を、実際、「驢馬の橋」と呼ぶこともできるだろう。しかし、記憶術の類で最も安心できるのは、確実で正確な方法である。また、法文の序列も法の教育学に属している。この問題について、驚くべき勤勉さで整理された小著がハイデルベルクで出版されたのはそれほど前のことではない。その著者は、法文を精読吟味した上で、市民法大全の全ての法文を、必要性と有用性の五つの段階に振り分けたのだった。そのような努力は、市民法大全を精読しようとする者を非常に勇気づけることであろう。というもの、彼は、その小さな本の中に、役に立つことや必要なことの大部分が指示されているのを見出すからである。どこかで市民法大全が新たに編集公刊される際に、自分が何を如何なる場合に読みあるいは読み飛ばすべきか読者が一目で分かるように、個々の段階ごとに一定の目印が法文に付されるならば、それはやり甲斐のある仕事となるであろう。なお、難解な法文や、高名なウォルデンベルギウス氏の『便覧』においてそう呼ばれている任官志願者用の法文の目録もここに付け加えるべきであろう。

48. 法の歴史学については既に§28〔以下〕において吟味された。その箇所で、我々は、法学の部分というよりはむしろ補助手段である外在的な記録を取り上げた機会に、内在的な記録についても予めふれておいた。しかし、ここでは、解釈的法学に直接関わる事柄、例えば、学説彙纂に収録された法文の原著者ごとの収集が付け加えられるべきである。碑文の助けを得て、その著書『[学説彙纂収録法文の]索引』において極めて精力的にこの収集整理を行ったのがラビトゥスである。彼の試みのおかげで、我々は、パウルス、ウルピアヌス、ガイウス、モデスティヌス〔の法文〕を離れ離れではなく一続きのものとしてみることができるようにになった。ラビトゥスは、そのような収集整理の利点について例をふまえながら四つ指摘しており、その中で最も強力な利点は、このような仕方で把握されるテクストの結びつきによって法文が法文を解明し、見かけだけの矛盾が取り除かれるということである。また、ブグノニウスの『廃止された法文一覧』も、法文の記録に属している。更には、〔学説彙纂1巻の〕「法の由来」の章においてポンポニウスが度々犯したような、聰明な人々でさえその多くが逃れることのできない記憶違い、ホトマヌスはむしろこれをポンポニウスの名の下にトリボニアヌスが犯したものと考えようとしたが、そのような記憶違いもまた法文の歴史学の対象である。

49. 次に続くのは法の倫理・政治学であり、この領域については、オリンゲルスが『法の倫理学』において、ウィンケンティウス・トゥルトゥレトゥスが『倫理と法の比較対照』において、アダムス・ケレルが『法政治学の任務』において、ボデンステイニウスが『政治法学』においてそれぞれ扱っている。また、ルトゲルス・ルランドゥスは、彼の『[帝室裁判所の]権限』において、法の倫理学及び政治学について多くの事柄を吟味している。更に、ヤコブス・ゴトフレドゥスが、彼の『便覧』において、市民法大全の全体にわたって集めている諸原理も、その大部分が倫理的政治的な原理であるが、ただそこには、確実かつ体系的な順序、つまり、利便性に伴うべき秩序というものが欠けている。高名なウォルデンベルギウス氏の『便覧』に収められている倫理学や政治学上の諸命題もここに付け加えることができるであろう。一方、法の自然科学

は、パウルス・ザッキアスの『医学及び法学上の諸問題』、及び、ヨハネス・バプティスタ・コドロンキウスの『医者に委ねられた問題に関する証明方法』において詳細に説明されている。法の幾何学の見本は、我々が、学説彙纂10巻1章「境界の確定について」最終文を補充するやり方で、『哲学的諸問題』の問題3において示した。法の算術の成果は法文の中に豊富に見出されるが、ブダエウス『度量衡論』とヨハネス・バプティスタ・コスタ『割合論』をこれに付け加えることができよう。なお、『結合術論』問題3の16における我々の考察も参考されたい。

50. しかし、とりわけ忘れられてはならないのは、法の論理学及び形而上学、つまり、法において妥当するいわば哲学的な準則である。不当にも、それらの準則は、一般に、法の準則と混同されている。哲学的な諸準則に関しては、法の論理学の著者が多数その精力を傾注した。すなわち、『弁証術提要』のフランキスクス・ホトマヌス、『法律家の論理学』のヨハネス・トーマス・フレイギウス、『法の論理学』のマルティヌス・シッカルドゥス、『法の弁証術』のニコラウス・ウィグリウス、マッタエウス・ステファヌス、ダニエル・オットー、『法の諸論拠』のニコラウス・エウェラルドゥス、『エウェラルドゥスのトピカ概説』のゲオルギウス・アダムス・ブルネルス等である。更に、『アリストテレスのトピカへの覚書』におけるヨハネス・ア・フェルデは、そこに挙げられた千を遙かに越える準則のほとんど全てについて、厳選された法的事例を用いた説明を施している。このような試みは、窮屈のやすりに喻えられる著者の技巧よって担われるに相応しい仕事であり、そしてまた、公の模範たるに十分な栄誉であった。それ故に、彼らは、職務上、法から哲学的諸準則を抽象することに努力したのである。同じことを、周知のごとく野蛮未熟な中世の法律家たちは、法文への注釈の中で、片手間に雑然と行った。それらの注釈の決して少くない部分が、法文から一般的な準則を取り出す作業であったが、結局のところ、その大半が極めて迷信深いものとなった。学説彙纂1巻14章「法務官の職務について」第3法文「バルバリウス…」から「共通の錯誤は何らかの法をつくる」という準則を絞り出す以上に野蛮 [バルバリウス] なことがあるだろ

か。しかし、このような古人の過ちを前にしたとしても、我々は、準則もしくはプロカルディカの研究をあからさまに放棄すべきではない。ヤコブス・クヤキウスやクラウディウス・カンティウンクーラは極めて熱心にこの研究を推奨した。以上のような法の論理学に属しているのは、法律家による定義、区分、結合術による事例構成の方法である。これらは、ヤコブス・ゴトフレドゥスの『法学便覧』の中で、事例処理術という名称で言及されており、パウルス・ブシウスの『法の厳格さ』もここに付け加えることができる。また、法文の誤った論理や論拠先取の誤謬の考察も法の論理学に属している。それらの幾つかの事例は、アントニウス・マッタエウスの『法の基礎に関するコレギウム』に挿入された風変わりな論稿にも集められている。なお我々も、それらの三段論法の多くが形式的に欠陥があると考えている。更に、法の論理学に属するものとして、任意の素材に関する方法的な考察、つまり、表題に応じた方法もある。そのような方法は、学説彙纂においてはまさに有益であるが、勅法彙纂においては無益である。というのも、勅法彙纂において、トリボニアヌスは、事柄ではなく時間の順序に従ったからである。

51. 以上のような法の論理学には、また、矛盾の調和も含まれる。ここで最も頭を悩ませる問題は、「法において矛盾が存在するか否か」である。この点について、私は、「ただし膨大な仕事に睡魔が忍び寄るは致し方なし」というホラティウスの命題 [Ars poetica,360] の真偽と同様、疑いを抱いてはいない。それは、とりわけ、複数の共同作業者が常に同一の見解を有していたとは考えられないからである。実際、学説彙纂に古代の法の痕跡が残っていると主張する者は誰であれ、そのこと自体によって、矛盾を認めていることになる。というのも、ユスティニアヌスは時代遅れのものが全て取り除かれるよう要求し、トリボニアヌスはそれらが取り除かれた旨公言したからである。法律家たちの学派相互の対立についてはあらためて言うまでもない。しかも、若干の法文では、法律家が対立する別の法律家を名指しており、後者による異議についても学説彙纂の別の箇所ではっきりと確認できる。法律家の中の卓越した人々は、同じ事柄が他の人々によって延々と繰り返し主張されている旨説くもので

ある。結局、如何なる場合にも変わらないでいることは聖書にだけ可能なのである。矛盾の解消法の内容は、主語や述語があちらとこちらの法文もしくは命題において異なっているのか、それとも、主語と述語双方とも同じであるのか、この点を如何にして我々が見極めるかということである。しかも、相違と同一性を証明できるとアリストテレスが主張するやり方で、矛盾の多くは解消され得る。この点については、別稿『矛盾の解消法に関する覚書』でもっと詳しく論ずる予定である。ところで、よく知られている法の矛盾の多くは、かつて、アックルシウス以前もしくは同時期の昔の注釈学者たちによって既に収集されていた。後代の法律家たちによても、それほど多くの調和策が発見され付け加えられることはなかったけれども、逆に、驚くべきほど確実な調和策が最近になって見出されている。確かにアックルシウス〔の標準注釈〕は様々な調和策にあふれているが、それらは全く確実性に欠けている。というのも、彼自身、絶えず思うに任せて「あるいは私はこう述べる」と表明しているからである。これに対して、ドゥアレス、クヤキウス、ホトマヌスといった法学の偉大な復興者たちは、このようなゴルディウスの結び目の多くを断ち切った。彼らの書いたものから調和策を一つにまとめたのは、フベルトゥス・ギファニウス、『無数の見かけの矛盾』のパキウス、『法の収穫』のニコラウス・ア・サリス、この問題に関する著書であらゆる矛盾を解決すると豪語しているニコラウス・デ・パッセリブスであり、その他にもあまり知られていない人々がいる。我々としては、わずか4枚程度の矛盾の簡潔な調査表を強く求めており、そこには、主要かつ確実な解決だけが収録され、その最初の発見者が明示される。また、その矛盾が未解決であれば、その点もまた誰か卓越した人の権威に基づいて簡潔に告知されるであろう。このように小さくはあるが学習者にとって極めて有益な試みを、私は、閑暇に恵まれた折りに、『矛盾便覧』という表題でやり遂げたいと考えている。他方、『矛盾全集』は、権威者たちの多種多様な解決策とその論拠や難点を幅広く詳述するものである。

52. 我々は、法文の文献学及び哲学を、いわば解釈の前置きとして論じてきた。次に続くのは法文の解釈それ自体である。法文の解釈は、ある法文と別の

法文の同時並行的な解釈か、任意の法文そのものに関する単独の解釈かの何れかである。同時並行的な解釈とは、法文の一覧が示されたり、法文の要点集やパラティトラが試みられる場合である。法文の一覧を示すことができない場合、章の一覧が示される。章の一覧については、ウェーセンベキウスやギファニウスのような多くの人々が、その『法の節約術』で略述している。また、ヴィルヘルムス・スクムッキウスは、その意欲的な『市民法及び教会法概論』において図表を用いたけれども、その後、大多数の人々は図表の使用を怠ってきた。最近のもので称賛されているのは、高名なヨハネス・オットヌス・タボール氏の図表、そしてまた、ヤコブス・ゴトフレドゥスの素晴らしい『便覧』に挿入された市民法の表題一覧である。ゴトフレドゥスは、その箇所で、錯綜した結び目の大部分を、歴史と永久告示録の順序とに基づいて解き放った。学説彙纂や教令集の任意の章に属する法文の一覧は、内容から取り出された何らかの観点に応じて、図表へとまとめることができるが、勅令教令が時代順に収録されている勅法彙纂や教令外典ではそうはいかない。とはいっても、学説彙纂や教令集に関して、法文そのものを図表にまとめることに成功した者は今のところいない。この点、文書や分析を暗唱句の類にまで高めている神学者たちの勤勉さには驚くばかりである。

53. 一覧に続くのは要点集であり、それは、全般的な要点集であるか、あるいは、部分的な要点集である。全般的要点集は、あらゆる法典、すなわち、学説彙纂、勅法彙纂、新勅法、封建法、教会法、帝国議会決議を同時にまとめるものである。これを私は普遍法提要と呼んでいる。というのも、この全般的要点集は、次の点において、§ 22以下で述べた法のエレメンタとは異なるからである。すなわち、前者においては、既に廃止された事柄や時代遅れとなった法についても簡潔に検討され、ユスティニアヌスも彼の法学提要においてそのようにした。これに対して、後者においては、今日の実務によって受け入れられている法だけが言及されるのである。とはいっても、方法は、法のエレメンタの方法と同じであるべきであろう。学習者が方法の不統一によって惑わされることのないように、この点を遵守すべきであるというのが我々の考え方である。私の記

憶では、これまでにこの普遍法提要を編集した人はいない。

54. 部分的要点集は、法典や作品ごとの要点集か、あるいは、章ごとの要点集である。法典ごとの要点集は、法典の種類に応じて異なる。ゴトフレドゥスの『市民法大全』の冒頭には、ユスティニアヌスの法学提要に関する見事な概説が配されている。しかし、それは、表題や法文の順序に従っているために、法学提要それ自体の要点集というよりもむしろ、法学提要に収録された法文の要点集と言うべきである。学説彙纂と勅法彙纂を個々の警句を用いて見事に簡略化したのは、高名なアルノルドゥス・コルヴィヌス氏である。最後に位置する法、つまり、新勅法の法は、グデリウスによって一つにまとめられた。教会法の手引書は、最初、ランケロトゥスの私的な努力によって著され、彼の死後、公式な承認を得て、教会法大全に収録されることとなった。また、マルクス・アントニウス・クックスの『教会法提要』や前述のアルノルドゥス・コルヴィヌスによる『教会法警句集』もある。封建法の手引書の中では、とりわけ、ヘルマヌス・ウルテニスのものが最も優れている。しかも、彼は、この手引書の内容を、最後にもう一度、極めて簡潔な一覧にまとめている。今のところ残念ながら欠けているのは、皇帝法、つまり、帝国議会決議や帝国官房命令などの手引書である。同様に、ザクセン法全集に基づいて方法的にまとめられたザクセン法の手引書も存在しない。これらの手引書の整備がこれほど遅延していることに、私は常々驚いている。各人が各人に期待している間は、全てが放置されたままになるので、我々は、もし神が助力し給うならば、近い内に、皇帝法とザクセン法それぞれについて手引書を、その間に我々よりも適任の誰かに先を越されなければの話ではあるが、用意することにしたいとはいえ、特に帝国議会決議に関する限り、ロディンゲルスの『帝室版学説彙纂』を皇帝法の手引として読むことはできる。他方、ザクセン法に関しては、ゲオルギウス・スクルイジウスの『ユスティニアヌスの法学提要概説』にザクセン法の対応箇所が添えられているので参考になる。

55. 『標準注釈』に見出される章ごとの要点集は、いびつで過剰であるばかり

か、秩序にも欠けている。同様に、ゴトフレドゥスの要点集もまた、章ごとの法文の順序に従っている限りにおいて過剰で秩序に欠けており、命題全体ではなく単純な概念だけを配置している限りではいびつである。この領域で最良のものは、ユリウス・パキウス・ア・ベリガの『分析』であり、最近ベルギーで大幅に増補されて復刊されている。以下において、我々は、学説彙纂、勅法彙纂、新勅法のそれぞれから、章単位の概略の見本を示すことにしたい。そのような章ごとの要点集は、中でもとりわけ、勅法彙纂と新勅法において必要不可欠である。というのも、この二つに収録された勅法は、皇帝の弱点、つまり、饒舌、長すぎる前置き、弁論家風の表現を交えて書かれているので、単に読む者の関心を引かないだけでなく、彼を混乱に陥れることさえあるから。

56. 学説彙纂からは、78の法文に及ぶ第3巻3章「委託事務管理人及び訴訟代理人について」を取り上げることにした。この章は確かに極めて簡潔な文体で書かれているけれども、我々は、全体を分解し、本章のあらゆる法文が我々の提示する諸準則から導出できるように要約した。委託事務管理人〔以下管理人〕とは、同意した他人の事務を管理する旨同意した者である。ただし、ここに言う事務とは、多くの場合、法廷弁論であろう。法律上、自己の事柄を処理することを許されている者は、管理人を選任することができる〈8文、33文、35文1節、43文1節〉。管理人として選任され得るのは、〔他人の事務管理を〕禁じられていない者である〈43文冒頭及び1節〉。訴訟代理を禁じられているのは、兵士（ただし、自分の部隊の代わり、もしくは、自分自身の利益のために訴える場合は除く〈8文3節〉）、婦女（ただし危急の場合に尊属の代わりに訴える場合を除く）〈41文〉、一人のために選任された二人の管理人〈31文1節及び2節、33文〉、当該訴訟において対立している複数人のために選任された一人の管理人〈43文6節〉、である。訴訟代理の委託は、本人の委任〈27文、47文〉と、管理人の同意〈1文2節、3文、5文、6文、7文、8文1節〉、もしくは、争点の決定によって成立する。争点の決定の後では、管理人であるとの抗弁は遅きに失する〈8文3節、40文3節、57文1節〉。一部の例外を除いて、市民法上のあらゆる訴訟について、管理人を選任できる。例外とは、国民訴権

で、原告の私的利害に関わらない場合〈42文、45文1節、74文〉、及び、不名誉訴権の大部分〈39文7節〉、である。1) 本人に対する管理人の義務として、受任者としての義務〈42文〉、事務管理する義務〈15文〉、それに基づいて取得したものを返還する義務〈46文4節〉が発生する。訴訟代理に同意した管理人に対して本人が判決内容の実現を保証していた場合には、相手方に対して応訴する義務が管理人に発生する〈8文3節、17文〉。ただし、何れの義務も、緊急の事態〈8文3節、9文、19文、21文〉、管理人自身に生じた重大な利害関係〈10文、20文〉、本人との不和〈14文、21文〉、身分〈8文3節〉、本人が居合わせること〈10文、11文〉、によって免ぜられる。しかし、当該訴訟の出訴期限が迫っている場合は〈12文〉、免ぜられない。また、管理人は、自己の利益の為に訴えた場合や、担保の提供がないのを知りながら応訴した場合は、判決の相手方に義務づけられる〈61文〉。次に、2) 相手方の義務として、管理人を本人であるとみなして裁判で争う義務が生じる。ただし、29文及び43文5節を参照せよ。相手方にそのような義務が生じるのは、管理人が原告で、本人の追認について保証している場合〈39文1節〉である。ただし、管理人が本人の卑属、尊属、兄弟姉妹、親族、被解放者に属する場合〈35文冒頭、40文4節〉、本人が自ら追認するであろうことをその振る舞いによって証明した場合〈65文〉、本人が被告で、判決内容の実現を保証している場合は〈39文4節〉、この限りではない。更に、委任事務には、目的達成に必要な手段が含まれるが〈56節、62節〉、たとえ包括的委任であっても和解は含まれない〈60文〉。相手方、特に、保証人の本人に対する義務は、本人が彼らに対して準訴権を取得するという形で発生する〈27文2節、28文〉。ただし、管理人が自己の利益のために保証を受ける場合はこの限りではない〈56文〉。更に、3) 管理人に対する本人の委任者としての義務が生じる〈42文〔2節〕、46文5節及び6節〉。ただし、(緊急の必要によらずに自己の利益のために受任した〈33文5節、34文以外に、79〔78〕文も加えることができる〉)管理人が弁護を拒絶した場合はこの限りではない〈33文4節、35文冒頭及び2節、そして特に、43文4節〉。誰でも〈34文2節〉、明らかに相応しい者〈54文〉が、安全に〈51文〉、不在者を〈34文2節、64文〉弁護できるのは、本人の追認を請け合い〈39文7節、40文2節、76文〉、判決内容の

実現を保証している場合であり〈28文、46文2節、53文、76文〉、既に弁護してしまった場合には事後的に弁護可能であったとみなされる〈43文6節〉。ただし、その後に、管理人の地位を免ぜられるような原因が発生した場合はこの限りではない〈43文6節、44文〉。なお、弁護するということは被告と運命を共にすることを意味する〈35文3節、51文1節〉。事務管理の委託は、上に述べた管理人の拒絶によって終了する。一方、争点の決定前であれば、本人は自由に管理人を解任でき〈16文〉、後でもう一人別の管理人を選任する場合など他にも様々な解任方法があり、同時に包括的管理人を複数選任する場合には、先に活動する者を選任したことになる〈31文1〔2〕節〉。争点の決定以後は、管理人が忌避する理由、同じく、管理人への何らかの嫌疑に関する法務官の告示なしには、解任できない〈17文から27文まで〉。なお、管理人が自己の利益のために選任されたり、留置権を行使する場合に、管理人を解任できないのは当然である〈25文〉。

57. 勅法彙纂からは、問題の難解さとともにユスティニアヌスの多弁に溢れた第6巻第50章「欠落財産の廃止について」を取り上げる。我々はこの章の核心部分（実際、残りの語句は外皮のようなものである）を以下のように抽出した。死亡を原因とする財産処分（14文）が、名誉喪失や条件不成就の故に、効力を失い、実現不能となる場合（これに対して、最初から、つまり、遺言作成当初からそのように無効である財産処分は、遺言に書かれなかつたものとみなされる）、遺言作成者が存命中であれば、当該財産は既に欠落財産の状態にあるとされ、遺言作成者は死亡したが相続の期日が到来する前であれば、本来的に欠落財産と呼ばれた。古法によれば、遺言書が開封されなければ期日は到来しないとされていた。この点は2文に基づく。しかし、ユスティニアヌスは、不確定な期日を付された遺言処分がまさにその日に発効する場合を除いて、遺言作成者の死亡によって期日が到来するものと定めた（7文）。非自権者の相続については5文、自由については6文、相続の承認については1文参照。なお、ユスティニアヌスは遺言書の開封後に相続の承認を認めた。ところで、アウグストゥスの下で公布されたパーピア・ポッペア法という古法によれば、欠

落財産は国庫に回収され、軍事資金として費消された（1文冒頭）。しかしながら、ユスティニアヌスは、遺言に書かれなかったとみなされるもの、欠落財産の状態にあるものの、欠落財産であるものを全て、3、4、5文では、補充指定された者が結合的共同受遺者に、11文では、補充指定された者と言葉上結合された受遺者に加えて、共同相続人にも負担付きで、9文では、結合されてはないがそれに代わる地位にある者に、10文では、共同相続人であることを欲している場合に限り、共同相続人に、但し相続分に従って（11文によれば、他の場合のように男性ではなく）、帰属させるよう命じている。また、11文では、物理上結合されている者に、負担を伴うことなく帰属させるよう命じられているが、10文によれば、言葉上結合されている者がこの者に優先するとされる。これらが尽くされたならば、欠落財産は、財産を残した者の下に留まり（8文）、これもまた尽きた場合には、国庫へと帰属する（13文）。

58. 新勅法からは、第3〔5〕巻の「修道士について」をまとめてみた。修道士になることができるるのは、俗人のような贅沢をせずに修道院で三年間過ごして、修道院が自分に合っているか否かが明らかになった場合である。しかし、修道院長は、罪を犯して修道院に逃げ込んだ奴隸については即刻退去ができる（2章）。二年間の期間を置いて初めて修道士となり、それまで所有していた財産は修道院に帰属する（6章）。但し、その四分の一は書籍費用に用いられる（5章）。修道院の設立は次のようにして神に捧げられる。すなわち、司教が手を天に掲げて、祈禱と十字の秘蹟によってその場所を神に捧げるのである（1章）。修道院に属する修道士は寝食を共にする（3章）。修道院長は修道士の集団から司教によって選ばれる（9章）。6章によれば、自由意思で世俗に還る者は修道士の身分を失う（但し、罪を犯した場合には、当該地域管轄の裁判官付きの役人に引き渡される）。妻帯する者もまた同様に修道士の身分を失う。合唱隊長や読誦師の地位にない修道士には妻帯は許されるが、聖務日課や兵役からは除外される（8章）。修道院から修道院への移転は絶対に禁じられる（17章）。

59. パラティトラとは、様々な章から集められた同一の内容に関する法文の体系である。そのようなパラティトラは、要点集のやり方を踏襲するわけではないが、時に、数巻分の法文集そのものに相当する分量となる。パラティトラには、全般的パラティトラと部分的パラティトラがある。全般的パラティトラとは、市民法大全全体に基づくパラティトラであるが、私が思うに、そのようなものはほとんど見当たらない。ただし、それに匹敵するもので、とりわけ優れているのは、フーゴー・ドネルスの『市民法注解』、そして、ニコラウス・ヴィゲリウスの『市民法の方法』という非常に便利で整理された著作である。部分的パラティトラには、学説彙纂と勅法彙纂それぞれについて、ウェーセンベキウスとクヤキウスのものがあり、また、学説彙纂についてだけではあるが極めて入念なメイエルスの『ストラスブルコレギウム』もある。とはいえ、このコレギウムの決して少なくない部分は、ヴィゲリウスの浩瀚な著書に既に書かれていることである。勅法彙纂についてはペレシウスの著書がある。ウェーセンベキウスの著書のために増補集を書いたのはバコウィウスとハーニウスである。ほとんど無数ともいえる同様の試みを数え上げるつもりはない。というのも、参照を勧める人々の名だけを挙げるのが私の信念であるから。

60. 次は、テクストそれ自体の単独解釈、つまり、任意のテクストそのものに即した解釈である。これは注解とも呼ばれる。法学提要への注解は数え切れないほどあり、デンマーク海峡を埋め尽くすに十分なほどである。その中で推奨されるのは、ホトマヌス、バルドゥイス、バコウィウス、ウィンニウス、ルドウェルスらの注釈である。しかし、本当のことを言うならば、法学提要は解釈者をほとんど必要としないとしたクヤキウスが正しい。ただし、クリスピヌスやパキウスの簡略な版でなされているようなごく僅かな欄外注、そして、ウィンニウスの注釈書でも行われているような単なるテクスト上の注記は別である。

61. 学説彙纂と勅法彙纂については、バルトルス、バルドゥス、イアソン、デキウスら中世の人々による大部の注釈書が我々の手元に遺されている。それら

の中には、洞察力があれば、汚泥に隠れた金塊を探り当てることができよう。学識に基づいた新たな注解は、ブダエウス、ザシウス、ドゥアレヌスによって大部分の法文に施された。クヤキウスは、別の道を辿り、個々の法律家の解答書を一つにまとめ、それに注解を施した。そこでは、パウルス、パーピニアース、モデスティヌス等が取り上げられている。その後の人々はテクストに忠実であることはまれで、パラティトラと論争集の編集に忙殺されている。例外は、つい最近、高名なブルンネマヌス氏が、驚くべき勤勉さを示して、勅法彙纂のあらゆる法文を秩序立てて探究し、しかも、学説彙纂について同様の試みを約束したことである。他方、ローマ法学に関する無限の知識に恵まれた（この表現は、カスパー・バルティウスの贊辞に基づくものである）ディオニシウス・ゴトフレドゥス氏の努力は、テクストの新たな注解をほとんど不要なものとしている。というのも、彼は、過去の注釈学派や注解学派の人々の成果だけではなく、より卓越した現代の最も学識ある人々による考察についても、その大部分を驚くべき入念さでまとめ上げているからである。従って、新たな注解を書くよりもむしろ、今の世代の法律家に依拠してゴトフレドゥスの注解を補充すべきであろう。実際、ゴトフレドゥスの市民法大全のオランダ版では、その表題の中で、そのような作業が約束されている。とはいえ、他の人々の考察をゴトフレドゥスの新たな版に挿入するというのには賛同しがたい。なぜなら、そうすると、先の版は役に立たなくなるか、さもなければ、先の版を持っている者は後の版を買わなくなるからである。むしろ、フーゴー・グロティウスの『百花繚乱』に倣って、ゴトフレドゥスの印刷されたテクストの順序に従った補遺として別に出版するほうがよい。ゴトフレドゥスの注解についてそのような補遺はまだない。次に進むに先だって、ゴトフレドゥスがやり遂げたことに敬意が払われるべきである。たとえ他の点では神学者たちが我々を凌駕しているとしても、ようやく一度だけ我々は優位に立てた。というのも、神学者でさえ、聖典への不斷の注解として、これほど詳細かつ簡潔なものを試みたことは未だないからである。確かに、ワラエウスが新約聖書に関して幾らか試みたけれども、その多くは完成から程遠い。しかし、逆に、神学者たちは、注記付きの聖書を持っており、その中でもドルシェによるものの写本が今日多く

の人々の手にわたっている。これに対して、我々は、注記付きの法文集、すなわち、当該法文もしくは、それを含む章や巻について説明を加えている著者名が、個々の法文ごとに注記された法文集を今のところ手にしていない。ただし、メルゼブルクの書記官でライプチヒの上級参審員の卓越せるマルクス氏が注記付きの勅法彙纂を所有している。

62. ところで、何らかのテキストの解釈は内容上の解釈か文言上の解釈かの何れかである。内容上の解釈とは、法文からある一定の命題を取り出し、論証し反駁し、もしそうすることがよいと思われるならば、異論を解決することによって、それらの命題を悉く論じ尽くすことである。反駁においては法文を攻撃し、論証においては法文を擁護する。論証は権威と理性によってなされる。権威には、いわば普遍的な権威として、別の法文、つまり、対応箇所や、学者の見解があり、他方、特殊な権威としては、様々な裁判機関において判決のような種々の記録があり、これには鑑定意見も含まれる。反駁も同様の仕方で行われるが、ここでは、同次元で対立する法文によって矛盾が生み出される。その場合、理性は何れの法文にも賛成かつ反対で一貫しない。

63. 文言上の解釈は、法文の文言に忠実になされる解釈であり、法文全体に対する包括的解釈と、個々の語句に対する部分的解釈がある。包括的解釈は、当該法文と他の諸法文との連関、法文の概要と分類、法文の著者と歴史、その法文が生み出された理由について取り扱う。以上に関連するのが記名と添書であり、前者は作者を、後者は場所と時を物語ってくれる。また、その法律によって何が促されたのか、その法律がどのくらい存続したのか、あるいは、その法律をめぐって何か注目すべきことが起こったか、遠い昔の人が如何に巧みにその法律を用いたかを詳しく論ずることは、その法文の歴史に関わる。その他注目されるべき事柄、例えば、「誠実に生きよ、他人を害することなかれ、各人に各人のものを与えよ」という法の三原則が法文のどこに列挙されているのかといった問題もまた、この包括的解釈に属している。ここでは、『エウフォルミオン』におけるバルクライウスの次のような意欲的発言が注目される。すなわ

ち、彼は、廃止された法文の一覧表を独力で作り出すつもりであり、そこでは最初にこれら三つの原則を掲げる予定である旨述べているのである。また、法文のどこに「奴隸は自らの身体を傷つけても許される」と述べられているかという点もまた同様である。かなり多くの人々が、この点に依拠して、ローマ法上自殺が許されていることを証明しようとしている。これに関しては次のような興味深い話がある。すなわち、今から数年前に、ある高名なニュルンベルク市民が、彼の憂鬱症の悩みを慰めようとする神学者に対して、この一節を示し、自殺が許されることを証明しようとした。これに対して、神学者が、その一節については何も答えずに、神の法や自然法では別のことと述べられていると言ったところ、心を固めた彼はその後間もなく自殺した。

64. 包括的解釈については以上の通りである。次に、部分的解釈は、テクストの確定と確定されたテクストの解明から成っている。テクストの確定は、校異、そして、一般に文献批判と呼ばれる技術によって遂行される。この技術については、ガスパリス・スキオッピウスの注目すべき注釈書があり、そこには、テクストを確定するための諸準則が提示されている。確定されたテクストの解明は、やむを得ず外国語によって、つまり、翻訳を用いて行われるか、任意の言語によって為される。我々の法律のギリシャ語版は解釈に寄与すること大である。というのも、ギリシャの解説者や注釈者は我々よりも遙かに古い原文を知っていたので、法文の歴史にそれだけ一層深く通じていたからである。従って、テオフィルスによる法学提要のギリシャ語版は大いに推奨される。他方、バシリカ法典は、残りの市民法大全のギリシャ語版である。新勅法については、原本がギリシャ語である以上、何も言及する必要はない。この新勅法に基づいて「抜粋引用集（アウテンティカエ）」を編集したのはイルネリウスであると一般には考えられているが、偉大な法律家ヨハネス・ストラウキウスは、ウィッセンバキウスの『イルネリウスの誤謬』に対抗するその論文『不可謬のイルネリウス』において異議を唱えた。ドイツ語訳についてはずっと以前より優れた人々の手で試みられており、そのような計画を盛んに奨励したのが、その敬虔さと学識によってよく知られたザクセン・ゴータの君主エルンストであ

る。それは困難な仕事であり、とりわけ学説彙纂に関しては、全く素朴であるにもかかわらず他にほとんど例をみないほど簡潔なその文体の故に一層難しい。しかし、歴史家の中で機敏かつ巧妙な人々、すなわち、警句的表現に通じたドイツのサルスティウスやタキトゥス【にあたる人々】を思い浮かべるのに何の不都合もない以上、明らかなのは、事柄が困難というよりもむしろ膨大すぎるということである。というのは、なによりもまず、昔のザクセンシュピーゲルやスウェービッシュピーゲル、帝国議会決議、そして、今日の法廷の文体が、多くのラテン語の法律用語をドイツ語によって極めて適切に表現しているからである。しかも、称賛されるべきある幾つかの裁判所においては、ラテン語用語が判決に入り込まないよう入念に配慮されていることを私は知っている。

65. 任意の言語による解釈は、テクストと同じ言語によるものであれ異なる言語によるものであれ、意味内容を解明するか、話すための諸技法を言葉に適用するかの何れかである。前者は敷衍と呼ばれ、後者は分析と呼ばれる。敷衍は、定義が語に対応するように、文に対応している。というのも、たとえ同義語によって敷衍されたとしても、明解な言葉でなければ、敷衍としては不十分であるから。この敷衍にとりわけ役立つのは、事例の設定であり、これについてはアックルシウスを推奨するのが適当である。他方、真の意味を探求するための諸準則については、それが解釈的法学の最も重要な目標であるが故に、非常に広く知られている。ゲルハルドゥス・ボデニウスとベルナルドゥス・ゴスマヌスによってロストックで編集公刊された『論理学の注意点』において、ユストゥス・ブラウエンが極めて熱心に論じているのもこれらの諸準則である。そこでは、一見、論理学が論じられているようにみえるが、重点的に取り上げられているのはまさに解釈の技法に他ならない。ただし、その叙述は、簡潔に過ぎるとともに、例示による明解さにも欠けている。同じ事柄については、アルミニウス派と思われる匿名の著者が、最近ベルギーで公刊された『聖書の解釈者フィロソフィア』で極めて精確に扱っている。また、ステファヌス・デ・フェデリキスが『法文解釈の方法について』において、アルキアトゥスが『語

句の意味について』において、それぞれ論じたことも軽視できない。弁論家たちが、述べられた事柄と意図された事柄、二律背反その他の法廷弁論に関連する論点について教示している場合、彼らに耳を傾けることもまた無益ではない。

66. 私が思うに、解釈全体の基礎構えは次のように簡潔に示すことができる。敷衍とは、既に述べた通り、定義が語に対応するように、文に対応している。それ故、敷衍し解釈するためには、まず、全ての言葉の定義が提示されるべきであろう。そして、ある言葉が同綴異義語で様々な定義を有する可能性があるのであれば、どの定義と組み合わせができるかを確かめた上で、一つの敷衍の中で有用な定義の組み合わせを幾つ作ることができるか、つまり、単独で可能な定義の組み合わせが幾つあるかを吟味し、無益な組み合わせを排除すべきである。このようにして限定された組み合わせから正しい組み合わせを確實に選び出すためには、次に、前提となる言葉や導出される言葉との組み合わせ、対応箇所、歴史、場所、時、理性といったものとの組み合わせが行われるべきであろう。というのも、疑わしい場合、何か別の仕方でそれを証明しない限りは、書き手が誤りを犯さなかつたと推定されるからである。また、書き手が聖職者であるならば、理性や歴史と相容れない、あるいは、真理と矛盾するような解釈は断固として排除されるべきである。同様に、いやむしろこの点よりも先んじて注意が払われるべきなのは、書き手の心理、好み、才能、意志であろう。例えば、賢明な書き手が何か無益なことや誤ったことを書いたとは思われないし、死に直面する者がそのようなどうでもよいことを遺言に記入したとは考えられないのである。従って、行為は、無効にされるよりはむしろ有効なものとして常に解釈されるべきである。また、時に不明確に時に明快に述べるのが書き手の心理というものである。例えば、古代のピュタゴラス派の人々、寓意作家、鍊金術師は、啓示その他をあいまいに表現しようと努めた。彼らの言うことを解明しようとする際には、わかりやすい意味は避けるべきである。更に、話し手のアクセントや書き手の筆跡にも注意を向けるべきであろう。ところで、以上のような複雑さの故に、ついに如何なる敷衍も納得がいか

ないという事態が生じたならば、そのときは、文字を置き換える必要がある。暗号読解法や暗号記述法の諸準則とはそれぞれ次のようなものである。すなわち、破損欠落しているのはテクストなのかその明瞭さなのか、言葉が転置されていないかどうか、省略されてたり余分であるような言葉がないかどうか、更には、話し方のみならず文体において種々の比喩や蓋然的可能的な置換が用いられていないかといった点が考察される。それでもなお如何なる敷衍や理解も不可能であるならば、文は不明であると判断される。逆に、同時に多くの敷衍や理解が可能であるならば、文は曖昧であると判断される。とはいえ、大抵の場合、様々な状況との組み合わせを尽くしたところで、ある敷衍がより真実らしさを帯びてくる。以上から、解釈学の源は次の二つであることが容易に見て取れる。すなわち、1) 様々な話法、語法、句読法の組み合わせや、これら相互の組み合わせ、更には、様々な状況との組み合わせがまずその源である。これによって、いかなる組み合わせが可能であり、多くの組み合わせが可能である場合には、どれがより蓋然的な組み合わせであるかが明らかになる。2) 他方、このような組み合わせから、納得できる意味が何も現れなかったならば、不確かではあっても蓋然的な置換や比喩が文を解釈する際の源となる。

67. 分析とは、話すための諸技法に由来する幾つかの準則を既存の文に適用することである。従って、文法学的分析、修辞学的分析、論理学的分析がある。文法学的分析は、言葉の綴り、韻律、語源、構文、構文に関わる言葉の相違を、(例えれば韻律がアクセントの微表であるように)いわば微表として、言葉を探究する。他方で、言葉それ自体を考察する場合には、言葉の意味、派生語、類義語、形容語、反対語、同義語、婉曲語が論じられる。以上については上記 § 44、45、46 [正しくは § 43、44、45] を参照せよ。修辞学的分析は、話し方や文体上の比喩、つまり、心理的効果を同時に伴うようなあらゆる文彩の分析である。この文彩については上記 § 46 で既にふれた。論理学的分析とは、文の中でなされている定義、区分、命題の提示、三段論法、秩序づけの分析であり、しかもそれは、分析対象の一つ一つを、それらを導く諸論拠だけではなく、それらが従うべき諸準則も考慮して、つまり、発想のみならず判断をも用

いて吟味することを意味している。以上において、先に法の文献学において示された事柄が繰り返されることに驚くべきではない。なぜなら、そのような事柄は、そこでは多様なテクストから集められたが、ここではある一つのテクストに関して考察されるからである。このように、『矛盾便覧』には矛盾が悉く集められるが、矛盾を詳細かつ個別的に解決するのは個々のテクストの次元においてである。『矛盾便覧』によって、少なくともそのような解決箇所を指示できれば十分であろう。従って、一般に、法の文献学及び哲学においては、法文の場所だけが引用、収集され、逆に個別的な事柄は詳しく論じないのが適切であり、そのようなことはテクストそれ自体の方に残されるべきなのである。

68. 以上の通り、我々は、解釈のあらゆる源泉を、簡潔に、しかも、望みうる限り明確に、そしてまた根本に立ち返って解き明かし（実際、源泉の透明度と深さは保証されているし、水量の豊かさはそこから池や川をもたらすものである）、そうすることによって、実際に学校で行われているように、哲学の洗礼をしっかりと受けすことなくテクストの解明に取りかかる人々を、松明で出来る限り照らしたのである。というのも、テクストを解明するにあたって一般に用いられている、「私は前置きし、分解し、収集し、事例を構成し、吟味し、理由を提示し、注記し、反論する」という周知の暗唱句は、我々の方法の中に組み込まれているからである。すなわち、「前置き」は文言上の包括的解釈（§ 63）に、「分解」は論理学的分析（§ 67）にそれぞれ属し、「収集」は同時並行的な解釈（§ 53以下）の一種である。また、「事案の構成」は敷衍（§ 65、66）の領分であるし、「吟味」の目指すところは文法学的、修辞学的分析（§ 67）である。「理由の提示」と「反論」はテクストに含意される主要な命題を、「注記」はテクストに由来する付随的な命題をそれぞれ対象としているが、何れにおいても内容上の解釈（§ 62）が用いられる。以上で叙述を終える代わりに、我々は、これらの源泉の内、如何なる場合に何れの源泉が用いられるべきかについても一言述べておくことにしたい。まず、私が考えるに、論理学的分析、文法学的分析、修辞学的分析は、ちょうどまさに何か特殊で考察に値するような事柄が生じた場合に用いられるべきである。どのようなものであれより専門的な

分析が子供たちの教育に役立つことは確かであるが、彼らは、それまでに、文法学、論理学、修辞学の一般的な準則についても修得しておく必要がある。また、法学の修得を予定する者は、法学文献から文法学、論理学、修辞学を学ぶのが望ましい。同様に、神学者は、カステリオの聖書や各種の信経書から学ぶのが望ましいし。なお、医学者の場合は、ガレノスやケルススに加えて、最近の人々からも学ぶべきであろう。というのも、彼らの文体もまた軽視されるべきではないから。内容上の解釈とは区別されるべき事柄、つまり、注解は、まず、多くのテクストについて書かれている。そのようなものとして例えば、学説彙纂12巻2章「宣誓について」第31法文へのボイストの注釈、勅法彙纂2巻4章「和解について」第18法文へのデル・リオの注釈、学説彙纂14巻2章「ロードス法及び積荷投下について」へのヤコブス・ゴトフレドゥスの注釈、勅法彙纂4巻13章「家長名義で家子と合意してはならない」へのリクテルスの注釈がある。この場合、考察すべき事柄はとにかく少ないので、テクストに含まれている題材に集中し、それを網羅的かつ実質的に論ずることが許される。かつて、このような解釈は、儀式めいた華美な解釈と呼ばれていた。また一方で、注解は巻全体についても書かれている。この場合、考察すべきことが多いため、テクストから命題を選び出し、テクストをめぐって生じている論争について注釈を施すことしか許されない。しかも、そのような命題の定立に際して許されるのは、対応箇所の引用による証明と、対立箇所の解決による弁明に限られる。つまり、論争の場合と同様、命題定立の場合にも、解釈者にできるのは、問題を網羅的かつ実質的に論じた著者へと読者を送り届けることだけである。ただし、法文の意味に関わる論争は別である。そのような論争は、専ら解釈者の手に委ねられており、彼によって精確に吟味されるべきである。矛盾の解決は、矛盾する法文の中で最も曖昧な法文、つまり、難しさの在処に相当する法文に対して為されるべきであろう。残りの法文に関しては、この解決を指示するだけで十分である。